

終章 地域統合の現在と未来

－WTO 体制とアジア太平洋地域の地域統合－

渡邊 頼純

1. 経済統合の種類とその展開

1-1. 経済統合の効果と類型

1958年の欧州経済共同体（EEC）の発足は国際経済学の世界にも大きな影響を及ぼした。関税同盟をベースとした欧州統合について特にアメリカの経済学者はそのメカニズムや効果を経済学的に解明し、アメリカをはじめとする域外国への影響を分析することを求められていた。

その中でもジェイコブ・ヴァイナー（Jacob Viner）が取り上げた「貿易創造効果」（trade creation effect）と「貿易転換効果」（trade diversion effect）は関税同盟を理解する上で重要な基本概念であった¹。「貿易創造効果」とは、関税が域内国間で撤廃されることにより、それまでは関税があったために貿易が発生していなかった域内国間で貿易が新たに発生する場合を指している。他方、「貿易転換効果」とは関税同盟が形成されたことで、それまでは域外の世界中で最も効率的な生産国から輸入していたものが、関税がなくなって価格が低下した域内国に供給先が転換することにより、世界的に見て最も効率的な生産国からの輸入が域内国からの輸入に代替されてしまうような状況を指している。少し具体的に説明してみよう。

表1 貿易創造効果

厚生の変化(welfare change) 貿易創造効果 (関税同盟形成後)						
	A国	B国	C国	A国	B国	C国
生産コスト(販売価格)	35	26	20	35	26	20
Aの100%関税	—	26	20	—	—	20
A国での価格	35	52	40	35	26	40

Yorizumi Watanabe 6

1-1- (1) 貿易創造効果

今 A 国、B 国、C 国という 3 カ国がある財をそれぞれ生産していると仮定する。便宜的に A 国では当該財を 35 ドル、B 国では 26 ドル、C 国では 20 ドルで生産し、輸送費や販売コストなどはゼロと仮定して、生産コストそのままの価格で販売されるものとする。A 国では一番高いコストで生産されているので、当然輸入が発生するが、A 国はこの財に 100% の関税を課している。

最恵国待遇 (MFN=Most-Favoured Nation Treatment) ベースでの貿易では、A 国が B 国から当該財を輸入したとしても 26 ドルに 100% の関税がかかるので、A 国の市場に入ると 52 ドルで販売されることになる。C 国は当該財について最も安価に生産できる国であるが、この C 国産の当該財にも 100% の関税が賦課されるので、A 国市場での価格は 40 ドルとなり、A 国産の当該財より高くなり、輸入はされない可能性が高い。このように MFN ベースでの貿易状況では B 国あるいは C 国からの輸入は発生しにくいと考えられる。

これに対し、関税同盟が A 国と B 国のあいだで形成されるとどうなるだろうか。関税同盟が形成されることで A 国の当該財に課されていた 100% の関税が撤廃される。これにより B 国の当該財は 26 ドルで A 国に輸入されることが可能となり、A 国産の 35 ドルより安価なので貿易が発生する。C 国は最も安価に当該財を供給できる生産国ではあるが、100% の関税が賦課されていると A 国内に輸入された場合の価格が 40 ドルとなり、やはり輸入は発生しにくい。

このように関税同盟が形成されることによって、それ以前には貿易がなかった、より安価に当該財を生産できる域内国からの輸入が新規に発生するような状況を「貿易創造効果」と呼んでいるのである。

1-1- (2) 貿易転換効果

次に貿易転換効果を見てみよう。当該財の生産コストは前と同様で、A 国は 35 ドル、B 国は 26 ドル、C 国は 20 ドルとし、輸送費や国内税、販売コストなどはないものと仮定する。A 国は当該財について 50% の関税を賦課していると考えよう。MFN 貿易の状態では、A 国は当該財を最も安価に提供してくれる C 国から輸入することになる。50% の関税を支払ったとしても 30 ドルで市場で売れるため、国産品の 35 ドルより安いからである。他方、B 国の当該財は 50% の関税がかかるため 39 ドルとなり、A 国の国産品価格より少々高めで、やはり輸入は発生しにくいと言えよう。

このような状況の中で A 国と B 国とが関税同盟を形成したと想定する。A 国と B 国とは相互に関税を撤廃するので、B 国の当該財は 26 ドルという価格で A 国に入ってくる。A

国の当該財の価格は35ドルなのでB国はA国市場で当該財の販売を伸ばすことになる。他方、この関税同盟からマイナスの影響を受けるのはC国の当該財生産者である。なぜならC国産当該財は50%の関税賦課の対象となるためA国においては30ドルという価格であるのに対し、B国のそれは関税賦課がないため26ドルでA国市場に入ってくる、このためC国からA国への当該財の輸出は、関税同盟が形成されたことによりB国からA国への輸出にとって代わられるからである。このように、関税同盟が形成されたことによって世界中で最も安価な生産国から関税同盟域内の最も安価な生産国に貿易がシフトしてしまう現象を「貿易転換効果」と呼んでいる。

表2 貿易転換効果

厚生の変化(welfare change) 貿易転換効果 (関税同盟形成後)						
	A国	B国	C国	A国	B国	C国
生産コスト(販売価格)	35	26	20	35	26	20
Aの50%関税	—	13	10	—	—	10
A国での価格	35	39	30	35	26	30

Yorizumi Watanabe 7

世界経済全体から見てこの2つの効果はどのような意味を持つのだろうか。1つは、「貿易創造効果」は、関税障壁がなくなることで、これまで貿易が発生していなかったより効率的な供給国からの輸入が生じることによって、グローバルに見ても資源の適正配分が改善されることを示唆している。もう一つは、「貿易転換効果」は、グローバルに見て最も効率の良かった供給国からの輸入が関税同盟構成国からの輸入によって代替されることによって、グローバルな資源の適正配分が歪曲されるということである。端的に言えば、「貿易創造効果」は経済厚生を改善するが、「貿易転換効果」は経済厚生を悪化させるということであり、前者が後者を凌駕する限りにおいて関税同盟や自由貿易協定(FTA)のような特恵的貿易取り決めは世界経済全体にとってプラスの効果があるということである。この理由のため、特恵的貿易取り決めに基づく市場統合は「次善の策」(the second best)と呼ばれ、これに対してMFNに基づいた貿易は「最善の策」(the first best)と観念されるのである。

1-1- (3) 地域統合の種類

地域統合に様々な形態があることを示唆したのはベラ・バラッサ (Bela Balassa) である。バラッサはその代表的な著書『Economics of Integration』(Princeton University Press, 1962)の中で地域統合の形態を5つに分類している。統合度の低い方から、①自由貿易地域 (Free Trade Area)、②関税同盟 (Customs Union)、③共同市場 (Common Market)、④経済同盟 (Economic Union)、⑤完全な経済統合体 (Perfect Economic Integration) の5つの形態である。それぞれについて詳しく見てみよう。

- ① **自由貿易地域**は FTA 構成国間の関税障壁を撤廃して自由な貿易を域内で実現するので、欧州自由貿易連合 (EFTA=European Free Trade Association、1960年創設)はその代表例であった。域内の貿易は自由化するが、関税同盟との決定的違いは対外共通通商政策を持たないことである。1994年にスタートした NAFTA (=North American Free Trade Agreement、北米自由貿易協定)はこの FTA の「横綱」と言えよう。
- ② **関税同盟**は FTA と同様、域内の関税撤廃を行い自由貿易を実現するが、それに留まらず、構成国で対外共通通商政策を持ち、対外共通関税など対域外の通商レジームを構成国間で一本化するところに特徴がある。現在の EU (欧州連合)の基礎である EEC (欧州経済共同体、1958年創設)はこの関税同盟が基礎となっている。他にも、スイスとリヒテンシュタインとの関税同盟、南アフリカ関税同盟 (SACU) などがある。
- ③ **共同市場**は関税同盟をさらに一歩進めて、域内経済において様々な分野で共通政策を樹立し、経済の統合を多元的に進めるものである。EECの共通農業政策や共通運輸政策などはその代表例であり、初期の欧州統合において関税同盟と共に共通農業政策はその「二本柱」であった。1992年末を期限として EC (欧州共同体)が取り組んだ非関税障壁の除去は9割以上成功し、1993年からは「単一市場」(the Single Market)として完成度の高い共同市場が誕生した。ラテン・アメリカにも「南米共同市場」(MERCOSUR)というのがあり、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイを原加盟国として1994年に創設されたが、ECの単一市場に比べるとその完成度は極めて低い。
- ④ **経済同盟**は共同市場に通貨統合の要素を加えたものである。このカテゴリーには、1948年に創設されたベルギー、オランダ、ルクセンブルグのいわゆるベネルックス3カ国からなる「ベネルックス経済同盟」がある。この経済同盟では完全な通貨同盟ではなかったが、ベルギーとルクセンブルグの間では通貨が1:1の交換比率で交換され、ベルギー・フランはルクセンブルグでそのまま通用した。1993年発効のマーストリヒト条約で確立された「経済通貨同盟」(EMU=Economic and Monetary Union)も経済同

盟に相当する。この EMU の中で EU は単一通貨「ユーロ」を全加盟国 27 カ国中、17 カ国で使用に供している。

- ⑤ **完全な経済統合体**はまだ理論上の存在でしかないが、経済同盟に共通の財政政策が加わり、財源の共通化、税制の統一などが完了した段階がこれに当たる。2011 年以来ユーロ危機を経験した EU では単なる通貨同盟から「財政同盟」に移行する必要が叫ばれているが、財政は各メンバー国の「経済主権」の最も奥深いところにある「聖域」であり、そう簡単には実現しそうにない。

1-2 地域間経済統合、広域 FTA の新展開

近年の経済統合はさらに多様化している。従来は EU や NAFTA など隣接国同士の地域統合が主流であったが、今日では日本・メキシコ EPA、日本・スイス FTA・EPA、韓国・EUFTA、韓国・アメリカ FTA など遠距離であっても、重要な貿易相手国との FTA を締結する傾向が顕著である。

遠距離 FTA のみならず、ASEAN（東南アジア諸国連合）プラス 3（日中韓）の「東アジア FTA」（East Asia Free Trade Area=EAFTA）や ASEAN プラス 6（ASEAN プラス 3 にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えたもの）から成る「東アジア包括的経済連携」（Comprehensive Economic Partnership of East Asia=CEPEA）、EU と ACP（アフリカ、カリブ海、大洋州の途上国）諸国との間で検討されている FTA など広域の自由貿易圏構想がある。これらがいずれもまだ構想段階であるのに対し、TPP（環太平洋経済連携協定）は唯一既に交渉が進んでいる広域 FTA である。このように現在では隣接国同士の市場統合に留まらず、地域間ないしは地域横断的な広域 FTA が広がる傾向を示している。

2. 東アジア経済統合の特徴とその展開

2-1. 東アジアのダイナミズム

まず「東アジア」とはどのような地域を指すのか明確にする必要がある。本稿ではとりあえず「ASEAN（東南アジア諸国連合）プラス 6」をもって東アジアと考えることとしたい。この地域は後で述べるように、1980 年代の後半から日本企業の直接投資が「引き金」となって、電気電子産業や自動車の分野で部品の製造とその相互供給を通じて地域内に国境を越えたサプライ・チェーンを確立しており、その意味で「**事実上の統合**」（de-facto integration）を達成しているからである。

その東アジアの経済成長は米州や欧州を凌駕するスピードで拡大している。1997-98 年のアジア金融危機で一時的に落ち込んだものの、1999 年以降日本を除く東アジア諸国は年

平均7.1%の経済成長率を維持してきた。世界銀行が行った2015年のGDP成長率予測では、中国、ASEAN4カ国²、NIEs³は共に6.1%、日本が1.7%となっている。これに対し、米国は3.6%、EUは2.0%となっている。また、東アジア地域のGDPが世界のGDPに占める割合は、1980年の16.3%から2005年には20.2%に上昇し、2015年にはその比率は27.0%にまで達すると予測されている。

この東アジアの大躍進の背景には活発な域内貿易とそれを後押しした直接投資、そして米国や欧州など域外への輸出がある。東アジアによる対世界輸出は1980年の14.1%から2005年には26.6%に上昇した。また、投資は1980年から2004年の間に金額ベースで36倍強に跳ね上がり、世界の投資総額に占めるシェアは6.8%から21.2%に伸びている。東アジア域内の貿易比率は輸出で1980年の33.9%から50.5%、輸入で34.8%から60%近くまで上昇し、EUの域内貿易比率にはまだ及ばないものの、米国を中心としたNAFTAの域内貿易比率よりは高くなっている。このことは直接投資を通じて製造品の部品供給が東アジア域内で活発に行われ、国境を越えた産業内分業がネットワーク化していることを物語っている。東アジアの経済的相互依存性の増大がこの域内貿易比率の上昇に明確に表れている(図-1、「域内貿易比率の変化」参照)。

図1 域内貿易比率の変化 (%)

		East Asia	EU(15)	NAFTA
輸 出	1980年	33.9	61.0	33.6
	2003年	50.5	61.4	55.4
輸 入	1980年	34.8	56.9	32.6
	2003年	59.7	63.5	39.9

Source: Japan Economic Journal (5/11/2004)

このような東アジアにおける産業内分業のネットワークの基礎を形成したのは日本の製造業であった。1985年9月の「プラザ合意」でドル安・円高へのシフトが明確になると日本の製造業は東南アジアへ、更には「改革・開放」政策が定着しつつあった中国へ直接投資を行って生産拠点を移し、現地生産や委託生産を活発に行った。その結果、1998年には

日本から東アジアへの輸出は対世界輸出の 34%であったが、2005 年には 47.9%に達した。同じ時期に日本の東アジアからの輸入は 35.6%から 44.7%に上昇している。このことは日本にとっての東アジアの相対的重要性が急速に高まったことを示唆している⁴。このような貿易構造の変化が日本をはじめ東アジア諸国の通商政策にも大きく影響することになる。それが東アジアにおける FTA を中心とした経済統合の新たな動きである。

2-2. 東アジアの FTA

21 世紀に入るまで東アジアは世界の中でほぼ唯一特惠的な経済統合体を持たない地域であった。わずかに ASEAN の FTA がスタートしていたが、実質的な自由化はまだ行われていなかった。しかし、アジア金融危機を通じてアジア経済の相互依存の深化を痛いほど実感した東アジア諸国に FTA への機運は高まっていった。

すでに 1998 年 10 月に訪日した韓国の金大中大統領（当時）は、「20 世紀の問題は 20 世紀のうちに解決し、共に 21 世紀の新たな韓日関係を構築しよう」と歴史的な呼びかけを行い、「FTA を含む新たな韓日経済関係」を討議する民間レベルの共同研究会設置を提案した。この研究会は 1999 年年初から活動を開始し、日本側ではジェトロアジア経済研究所が受け皿となって、山澤逸平アジア経済研究所所長を座長として検討が始まった。筆者も日本側研究会のメンバーとして新たな日韓経済関係の在り方を議論する場に参加した。

その後この共同研究会は、韓国側のカウンターパートである韓国対外経済政策研究院（KIEP）と 3 回共同研究会を実施し、2000 年 9 月に日韓 FTA の締結を提言してそのフォローアップを日韓両国経済界のビジネス懇談会に託してその任務を終えた。

ちょうどその頃、相前後して小泉純一郎総理とシンガポールのゴー・チョクトン首相との間で日本シンガポール FTA の正式交渉開始が合意され、その 1 年後の 2001 年 10 月に大筋で合意が成立、翌 2002 年 11 月に「新時代経済連携協定」と銘打った日本初の FTA がついに発効した⁵。そしてこの同じ月に日本はメキシコとの FTA 交渉を開始したのである。初めて豚肉やオレンジ果汁などセンシティブな農産品を含む交渉を本格的に行い、メキシコ大統領の訪日をもってもまとめきれないほど難渋を極めた交渉も 2004 年 3 月には大筋合意、同年 9 月には小泉首相とフォックス大統領（当時）との間で署名、2005 年 4 月に日本にとって二番目の FTA として発効した⁶。

このほか日本は、2003 年 12 月には韓国と、また 2004 年年初以降 ASEAN 諸国と二国間及び ASEAN 全体との FTA 交渉を順次開始した。その中でマレーシアとの FTA は 2006 年 7 月に発効、また、フィリピンとの FTA は同年 9 月に署名にこぎつけ、国会での審議を経て 2008 年に発効に至った。このほかタイとの FTA が 2005 年 8 月に大筋合意しているが、

クーデターに代表されるタイ国内の政治不安のために署名が遅れている。インドネシアとも2007年1月に来日したユドヨノ大統領と安倍晋三首相とのあいだで署名が取り交わされている。さらにチリとの FTA も 2006 年 9 月にモノの貿易の分野で大筋合意に達し、2007 年 3 月に両国の外務大臣のあいだで署名が行われている。

このように前世紀までは GATT 及び WTO に具現された最恵国待遇原則にのっとり、ひたすら無差別適用の貿易自由化のみをよしとしてきた日本が、貿易構造の変化、東アジア貿易の相対的重要性の増大に対応して地域統合に乗り出したインパクトは中国や韓国に大きな影響を与えた。

日本ではしばしば日本の FTA 政策が中国のそれに比して大きく後れをとっているかの批判的論説が散見されるが、筆者が 2002 年 2 月に中国政府の FTA 政策担当者にインタビューした際にこの担当者は、「日・シンガポール FTA」の合意が中国として FTA に本格的に取り組むきっかけとなったと述べていた。貿易では従来から「多国間主義」一本でやってきた日本が地域の二国間協定に一步乗り出したことは中国の地域主義に対するアスピレーションを高めたことは事実のようである。

中国は香港・マカオとの FTA を既に発効させているほか、2005 年 7 月には ASEAN との間でモノの貿易に関する FTA を発効させている。この他中国は、オーストラリアやニュージーランド、さらには南アフリカや湾岸協力理事会 (GCC) 諸国と FTA を交渉中である。また、既にチリとの FTA は 2006 年 9 月に発効させており、チリのサンチアゴに全国人民代表者会議 (全人代) の議長を派遣するなど南米までも視野に入れたまさに「全方位」の FTA 外交を行っている感がある。

中国の FTA の政策目標は次の 4 点に整理することができよう。第一に、中国経済の高度成長を支えるための海外市場の確保がある。米国や EU の市場については 2001 年 11 月の WTO 加盟で最恵国待遇を確保し、関税待遇上の差別を回避することに成功した。あとは近隣の ASEAN 諸国であるが、これら諸国は工業品関税が 20%台から 30%台と高く、これを農業産品を開放する見返りに引き下げるか撤廃できれば、中国にとって利益は大きい。

第二に、ASEAN 諸国に対するある種の和平工作の一環という側面がある。ASEAN には根強い対中脅威論が存在する。年率 10%近い経済成長を遂げ、二桁の軍事支出の伸びを 10 数年にわたって続けてきている中国に対する警戒感は強い。このような警戒感を和らげ、パートナーとしての中国をアピールする上で FTA は平和的手段として極めて有効である。

第三に、香港、台湾、シンガポールなど東アジア経済圏の中に占める「華人経済圏」の比重は大きく、いわばその総元締めとしての中国が東アジアにおいて何らかの主導権を握るべきとの「経済中華思想」が FTA 戦略の根底にあるものと思われる。

第四に、中国は鉄鋼や銅鉱石などの鉱物資源、所得向上に伴い増加する食糧需要を満たすに足る食糧供給、石油や天然ガスなどのエネルギーなどその高い経済成長を支えるために必要とするものが多々ある。FTA は中国が必要とするこれらのものを多角的に確保する手段と考えられている。オーストラリアからは食糧とウラン鉱石を、チリからは銅鉱石、GCC からは石油と天然ガス、ブラジルからはエタノール燃料、鉄鉱石それに食糧などを安定的に供給することを意図している。

中国はこのように極めて戦略的に FTA を駆使して、自国の経済的繁栄をより持続的なものとするよう努力しているのである。

次に韓国であるが、韓国もチリとの FTA (2003 年発効) を皮切りに積極的に取り組んでいる。韓国は 2005 年 12 月に欧州自由貿易連合 (EFTA) との FTA に署名し、同月にタイを除く ASEAN との FTA 枠組み協定とモノの貿易に関する協定に署名、これらは 2006 年 7 月に発効している。また、シンガポールとの FTA も 2006 年 3 月に発効している。韓国は日本との交渉が凍結状態にある中、2007 年 4 月にはアメリカと、2010 年 10 月には EU と FTA を締結した。

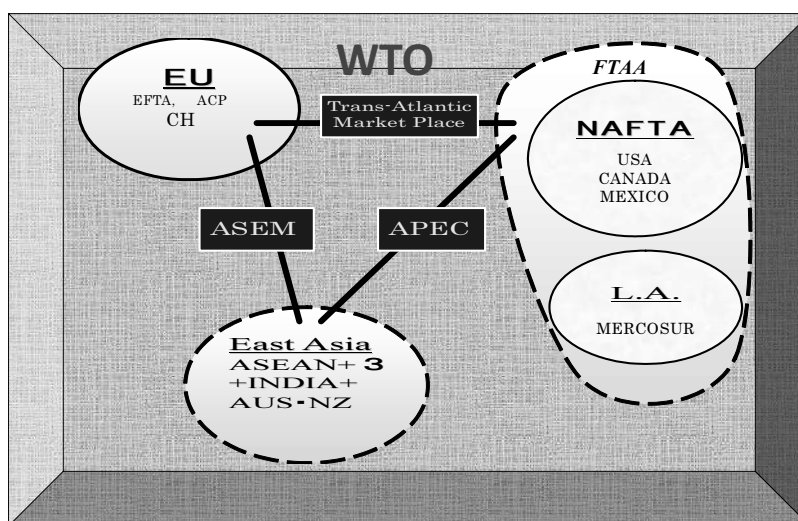
ASEAN も AFTA で自らの域内自由化を加速すると共に、域外に対しては積極的に FTA 政策を展開している⁷。中国や韓国とは既にモノの貿易を中心に FTA を実施に移しているが、既に見たように日本と交渉していることに加え、インドやオーストラリア・ニュージーランドと交渉中であり、更に EU とも研究会の報告書をまとめる段階まで到達している。中でもシンガポールとタイは特に FTA に積極的で、シンガポールは米国や日本を始め既に 8 カ国・地域と FTA を締結、タイもインドとの枠組み協定締結後、正式交渉に入っており、また、アメリカや EFTA とも交渉中である。タイの自動車部品産業は AFTA で ASEAN 域内に市場を拡大すると同時に、インドの FTA を活用してインド市場への市場アクセスも狙っている⁸。

以上見てきたように、東アジアの FTA は 1980 年代後半から本格化した日本からの直接投資に誘発されて、ASEAN 諸国や中国の工業化が進み、部品や中間製品の生産が行われるようになり、それが国境を越えて域内で取引されるようになり、それが制度的な FTA を招来する形になっている。換言すれば、ビジネス先導型の事実上の経済統合 (Business-driven de-facto economic integration) が次第に制度志向型の法律上の経済統合 (Institution-driven de-jure economic integration) に移行してきたと言えよう。問題はその制度をどのような「質」のものにするかである。

2-3. 東アジア経済統合の課題

世界経済の「成長の極」としては NAFTA を中心とした米州、EU を中心とした欧州、そして ASEAN プラス 3 の東アジアという 3 つのメガ・リージョンを挙げることができる。それぞれのメガ地域の域内では FTA や経済通貨同盟のような地域統合が進み、そしてそれぞれの地域間ないしはグローバルな国際通商体制については WTO 原則に基づいた自由化と紛争処理が貿易関係を規律することになると考えられる。そこでは、WTO を支える構造として 3 つのメガ・リージョン間の「地域間協力枠組み」としての APEC (アジア太平洋経済協力会議) や ASEM (アジア欧州会合) の役割が重要である。そこで問題なのは、WTO の多国間交渉である DDA (ドーハ開発アジェンダ) が事実上止まってしまったことである。健全な地域主義は健全な多国間体制に宿る。多国間体制の WTO が交渉機能を失うと、不健全な形の地域主義が国際貿易体制の中にはびこってしまう。その意味で現在は国際経済体制にとって大きな転換期である (図 2、「3 つのメガ・リージョンと WTO 体制」)。

図 2 3 つのメガ・リージョンと WTO 体制



Y.Watanabe, Keio University

2

この重要な転換期に東アジアで経済統合が加速している。東アジアがどのような統合を実現するのか。これは他の 2 つのメガ・リージョンとの関係で極めて重要な課題である。東アジアが内向き志向の強い保護主義的な統合を目指せば、他の地域も報復的になるだろう。そうなれば各メガ・リージョンが「経済ブロック化」し、1930 年代のように相互に排他的なアウトルキーを形成することになりかねない。

そのような事態を回避するためにはどうすればよいのか。一つは、東アジア諸国が WTO

の DDA の再開に意味のある、そして目に見える貢献をすることである。世界で最も経済成長率の高い地域が WTO の自由化から得ることのできるメリットは大きい。統合された東アジアは DDA で引き下げられうる関税から最も裨益するはずである。EU の自動車関税は 10% であるが、これが半分になるだけでも東アジアの 4 強には大きな利益がある。

第二は、APEC や ASEM でアジアがより積極的に貿易と投資の自由化に向け動くことである。これまで APEC においてはアメリカやオーストラリアが、ASEM においては EU 側がアジア諸国に比べより積極的であった。APEC で汎太平洋的統合を目指し、トランス・パシフィックなパートナーシップを強化し、ASEM では汎ユーラシア統合を目指し、アジアと欧州が協力して旧ソ連の市場経済移行国を支援する、といった積極活用が望まれる。

第三は、東アジア諸国が更に競争力を高め、その経済の持続的な成長を維持するために法的なインフラストラクチャーを整備したり、企業の社会的責任（CSR）やコンプライアンスを強化したり、あるいは環境保全のためのルール整備などが必要である。このようなことは OECD（経済開発協力機構）や APEC、ASEM などアメリカや EU などと協力することにより円滑に行われうる。

東アジアのアメリカ・EU との関係が開放的で協力的なものであるべきなのは、その貿易がアメリカ市場や EU 市場に大きく依存していることから明らかである。他方、既にアメリカも EU も東アジアの中核に位置する ASEAN 及び韓国との FTA 交渉に着手している。この FTA 交渉が結実すれば ASEAN と韓国はアメリカと EU に対して開放的で協力的な提携国になるであろう。そうなるといよいよ鍵を握るのは東アジアにおいては日本と中国ということになってくる。東アジアにおいてより開放的で協力的な統合モデルを提示するのは日本なのか、それとも中国なのか。今まさにこれら両国の制度構築力が問われている。

2-4. 東アジア経済共同体の可能性

現在、「東アジア」を語る際に 3 つの制度的枠組みがある。一つは、「ASEAN プラス 3」でこれは ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国の北東アジア 3 カ国の合計 13 カ国からなる協力の枠組みで、2007 年 11 月に 10 周年を迎える。かつて 1980 年代にマレーシアのマハティール前首相が「東アジア経済会議」（East Asia Economic Caucus = EAEC）を提案したことがあるが、この時にはあからさまな排米・排豪州が前面に出すぎて、日本も同調せず、結局アイデア倒れに終わった。

この「ASEAN プラス 3」が実体化するのは 1996 年にスタートした ASEM（アジア欧州会議）においてである。ASEM の欧州側参加国は EU（欧州連合）加盟国と欧州委員会と

なり、アジア側の参加国が ASEAN（但し、当初はカンボジア、ラオス、ミャンマーを除く）7カ国と日中韓の合計10カ国で、ここに「ASEAN プラス3」が国際会議で初めて登場することになる。ASEM というアジアと欧州との間の地域間協力の枠組みがいわば「ASEAN プラス3」に命を吹き込んだ形になるが、これは「ASEAN プラス3」にとっては幸運なことであった。アメリカや豪州の明示的な反対に直面することなく国際社会でその存在を確立することが出来たからである。ASEM は事務局を持たないが、ASEAN 内で1カ国、日中韓の中で1カ国がそれぞれ「調整国」（coordinating country）となり、互いにeメールなどを駆使してアジア側の調整を頻繁に行うのが常である。アジア側ではASEM 担当者が往々にしてAPEC 担当者を兼ねていることがあり、ASEM やAPEC 関連の連絡を取り合っているうちに各国間の意思疎通が期せずして図られるというある種の「シナジー効果」も「ASEAN プラス3」にとっては幸運な副産物であったと言えよう。

「東アジア」を語る際の2つ目の制度的枠組みは「ASEAN プラス1」の枠組みである。これは既に前節で見た「ASEAN・中国 FTA」、「ASEAN・韓国 FTA」、「ASEAN・日本包括 EPA」の3つの「ASEAN プラス1」に「ASEAN・豪州ニュージーランド FTA」、「ASEAN・インド FTA」を加えることが出来よう。ASEAN がハブとなって、日中韓さらには豪州、ニュージーランド、インドが ASEAN とのバイ（二国間）の FTA・EPA を構築しつつあるという構図である。これを称して ASEAN は東アジアの統合は ASEAN が推進力（driving force）であり、自らが「運転席」（driver's seat）に座っていると主張する。確かに近年 ASEAN 域内の FTA である AFTA を推進して域内関税を5%以下に抑えてきたことは評価できるが、ASEAN 諸国の工業品関税は MFN 税率（最恵国待遇原則で WTO に譲許している関税率）は依然として高い。その高い関税を撤廃ないし削減するために周囲の国々は ASEAN との FTA に熱心にならざるを得ないのである。筆者は、確かに ASEAN は東アジア経済統合というクルマの運転席には座っているかもしれないが、必ずしも「オーナードライバー」ではないと見ている。

いずれにせよ、ASEAN が「磁場」のように日中韓、豪州、ニュージーランド、インドなどを引き付けているのは事実である。ASEAN 全体との先鞭を付けたのは中国であり、2002年11月に「中 ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」に署名し、この協定は2003年11月に発効している。そこには2010年までに中・ASEAN FTA を創設する（但し、ASEAN 後発加盟国とは2015年までに）ことを規定している。農産品の一部については既に2004年1月から「アーリーハーベスト」として関税引き下げの前倒し実施をしているほか、物品貿易の一部についても2005年7月から関税の削減を開始している。2007年1月の東アジア・サミットの際に開催された中・ASEAN 首脳会議では FTA の枠組みをサービス貿易にまで

広げることで合意が成立している。

韓国は ASEAN との FTA 交渉を 2005 年 2 月に開始しており、同年 12 月に基本協定および紛争解決協定に署名しているが、農産品輸出に関心の高いタイとのあいだでは関税自由化方式について合意できず、タイを除外した形での変則的な物品貿易協定になっている。

日本は 2002 年 1 月のシンガポールにおける小泉首相（当時）の演説の中で「日 ASEAN 包括的経済連携構想」を打ち出し、2003 年 10 月には「日 ASEAN 包括的経済連携の枠組み」に署名している。日本は ASEAN 各国とのバイの取り組みを加速化しながら、同時に ASEAN 全体との包括的経済連携の交渉も並行して進めてきている。2005 年 4 月から ASEAN 全体との交渉が開始されており、2007 年 1 月の東アジア・サミットの際に行われた日 ASEAN 首脳会議では交渉の早期締結の必要性が確認されている。ASEAN との全体会合と並行して、後発組であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイとの間でそれぞれバイの協議も行っている。

日本が何故 ASEAN 諸国とのバイの EPA を先行させ、中国のように最初から ASEAN 全体との EPA を目指さないのかと日本のアプローチを疑問視する見方もある。しかし、ASEAN が EU のような共通通商政策を持った関税同盟を基礎とする経済統合体でない以上、法律的には ASEAN 各国とバイの協定を締結するしかないという事情がある。ASEAN 各国がそれぞれ通商政策をもち、それぞれに異なる関税体系を維持している以上、我が国としては ASEAN 各国とまず二国間の EPA を締結し、その上で ASEAN 全体を 1 本の糸で繋ぐような包括的協定を結ぶという 2 段階アプローチを採用せざるを得なかったわけである。

では、何故中国は ASEAN 全体との FTA を先行させることが出来たのか、という疑問が湧き起こってくるかもしれない。GATT で経済統合は第 24 条で MFN に対する例外として一定の条件の下に認められているが。それは慣例的には先進国にとっての決まりであり、途上国が行う地域統合は 1979 年の「授権条項」(the Enabling Clause) で途上国の経済発展を優先するという考え方のもとに正当化され、先進国が行う地域統合の場合のように厳しく GATT 整合性を問われることはない。豪州や EU が今後どのように ASEAN 諸国との FTA 交渉を進めていくか、この観点から極めて興味深いところである。

東アジアにおける経済統合を考える際、この複数の「ASEAN プラス 1」がおそらく最も実体を持つものとなろう。ASEAN を軸足の中心 (pivotal centre) として日中韓、さらに豪州、ニュージーランド、インドなどを含む各「ASEAN プラス 1」FTA・EPA が締結されて関税の撤廃や削減、サービスの自由化などが進めば、これが東アジア地域における貿易と投資の流れを包括的に活発化させることは確実である。このような認識が広がる中、「東アジア」

を考える3つ目の枠組みが産声を上げた。それが「東アジア・サミット」(EAS)である。

東アジア・サミットは2005年12月にマレーシアのクアラルンプールでその第1回会合が開催された。これは2004年の第8回「ASEAN プラス3」首脳会議で決定されたことである。この時東アジアのFTAについてその実現可能性について専門家による研究会を開始することが合意され、また、長期的目標として東アジア共同体の創設が掲げられた。日本は小泉首相のイニシアティブとして豪州とニュージーランドを「共に進み共に歩む東アジアのコミュニティ」構成国としてインドと共に東アジア・サミットへの参加国として認めるよう積極的に調整した。その結果第1回東アジア・サミットには当初から想定されていた「ASEAN プラス3」に加えて、豪州、ニュージーランド、インドの3カ国も参加することになり、ここに「ASEAN プラス3 プラス3」の合計16カ国が集うことになった。アメリカはこのような動きに大きな関心と懸念を持ちつつも、オブザーバーとしての出席を辞退した。

第2回東アジア・サミットは2007年1月15日にフィリピンのセブで開催された。本来は前年の12月に開催される予定であったのが、台風の到来という外交儀礼上やや常識外れな理由で延期になったという経緯があった。この第2回会合では優先項目としての「エネルギー安全保障」が討議され、安倍首相からは①省エネの推進、②バイオマス・エネルギーの推進、③石炭のクリーンな利用、④エネルギー貧困の解消、といった諸点をカバーする「東アジアエネルギー協力イニシアティブ」を発表した。また、省エネの目標・行動計画の策定、バイオ燃料の利用促進などを内容とする「東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言」を採択している。

エネルギー以外では、教育、防災、鳥インフルエンザ、金融の各分野につき各国の取り組みが紹介されたほか、今後の協力のあり方について議論が行われた。東アジアのFTAについては「議長声明」の中で、サミット参加16カ国の間で「東アジア包括的経済連携」について民間の専門家による研究(Track Two Study)を開始することで合意された旨言及されている。加えて、この「議長声明」は日本が提案した「ASEAN・東アジア経済研究所」構想についてこれを歓迎するとしている。

この「議長声明」は東アジア・サミット(EAS)を「勃興する地域的枠組み(the emerging regional architecture)の重要な構成要素の一つと位置づけ、その他の既存の地域的メカニズムを補完するものであるとの見解を確認している。そして、既存の地域的メカニズムとして、ASEANの対話プロセス、ASEAN プラス3、ASEAN 地域フォーラム(ARF)、APECをあげている。

これに対しASEAN プラス3の「議長声明」は最後のパラグラフで「ASEAN プラス3は勃興する地域的枠組みの本質的部分(an essential part)であり、東アジア・サミットその他の

フォーラムと補完的である」と述べている。他方、この ASEAN プラス 3 の「議長声明」は ASEAN プラス 3 の FTA ともいうべき「東アジア FTA」(East Asia Free Trade Area=EAFTA) については「統合の実り豊かな道筋」(a fruitful avenue of integration) と歓迎し、「東アジア・サミット」については EAFTA 以外の FTA 形成 (FTA configurations) の一つとして検討することを続けるべき、と述べるに留まっている。

この 2 つの「議長声明」を読み合わせると東アジア経済統合のロードマップが見えてこないだろうか。つまり、まずは「ASEAN プラス 1」ないしは「ASEAN 各国プラス 1 (日本)」で土台を固め、次に「ASEAN プラス 3」が東アジア地域統合の本質的部分となり、ゆくゆくは東アジア・サミット参加国(つまり ASEAN プラス 6)が ARF や APEC などとともに「APEC プラス 3」の経済統合を補完していく、という流れが見えてくるように思えるのである。

以上の議論を整理すると東アジア経済統合の流れとして、①「ASEAN プラス 1」⇒②「ASEAN プラス 3」⇒③「ASEAN プラス 6」となり、より大きな「東アジア」を考える際に②の「ASEAN プラス 3」が基盤となっていることに気づく。③の「ASEAN プラス 6」は単純に「ASEAN プラス 6」ではなく、あくまでも「ASEAN プラス 3」がまずあって、その上に新たな「3」を追加するという構図が見えてくる。

そこで「ASEAN プラス 3」の重要性が確認されるわけだが、そこで欠けているのが「プラス 3」の部分の**制度的統合**である。この部分については東アジア・サミットの際に開催された日中韓首脳会議では「日中韓投資協定の締結交渉開始」に合意され、やっと半歩前進した形だ。中断している日韓 EPA 交渉の早期再開を含め、この「プラス 3」の部分の統合が「ASEAN プラス 3」の経済統合、ひいては東アジア・サミット参加国間の経済統合の行方を決定付ける要素ではないだろうか。

3. 東アジア経済統合の深化と広域化

3-1. 日中韓 FTA の重要性

2009 年 10 月 10 日、日本、韓国、中国の 3 カ国は北京市内の人民大会堂で開催された首脳会議で東アジア共同体を「長期的目標」としてその発展に関与することで合意するとともに、3 カ国間の経済連携をさらに強化することを確認した。同首脳会議で採択された「日中韓協力 10 周年を記念する共同声明」と「持続可能な開発に関する共同声明」には、貿易、金融、投資、知的財産権、税関協力、情報・科学技術、農業協力、省エネルギー、環境保護、循環型経済など、主要課題がほぼすべて網羅されている。しかし、そこには経済連携強化の具体的な手段であるはずの FTA (自由貿易協定) についての明示的な言及は見られない。

日中韓に FTA が存在しない「空洞状態」でも ASEAN プラス 3 ないしは ASEAN プラス 6 の東アジア市場統合は可能なのか。それともやはりこれら北東アジア 3 カ国の FTA が東アジア自由貿易圏の核となるべきなのか。鳩山由紀夫首相は、同首脳会談において自らの提案である東アジア共同体構想の実現に向けて「まずは経済的な連携強化からスタートしたい」として、3 カ国 FTA の締結に強い意欲を表明した。また、会談後の記者会見では「日中韓の FTA 交渉を進展させるため、2010 年の早い時期に 3 カ国間の投資協定を成立させたい」と述べている。これに対し、中国の温家宝首相は「産官学で検討を進めたい」と応じ、韓国の李明博大統領は「民間研究の成果を学識経験者でさらに検討する必要がある」と述べたと報道されている⁹。鳩山首相自身は、日中韓 FTA が東アジアの核となると考えているということが窺えるが、前述の「共同声明」にその FTA について具体的な記述がないことはどう理解すれば良いのだろうか。

筆者がソウルで入手した『東洋経済日報』は 1 面トップで「韓日中 FTA へ産・学・官共同研究」と題して共同研究着手で合意ができた、と報じている。その中で「(これまでは)中国が積極的な半面、韓国は留保的、日本は慎重だった」と従来の経緯を説明した上で、「今回の首脳会談を契機に政府間交渉へ向けて前進することになった」と踏み込んだ表現で報道している¹⁰。

どうやら共同研究については首脳会議で議論されたものの、共同声明に明示的に書き込むには若干の躊躇があったのではないかと推測される。特に我が国の場合、これまでの経済連携協定 (EPA) 交渉を振り返ると、産官学の共同研究会が開催されるとそれがいわば「水先案内人」となって必ず政府間交渉の立ち上げに繋がるという定型パターンが確立してきている。そのパターンに入るのは時期尚早との判断が一部にあった可能性が高い。

このように報道にも若干の混乱が見られるように日中韓 FTA の前途は多難である。本稿では日中韓 FTA の意義と実現へ向けての課題を考えてみたい。

3-2. 東アジアにおける市場統合と日中韓の FTA 政策

3-2- (1) 世界的趨勢としての「地域統合」

日本もグローバル化に背を向けては生きていけない。グローバル化の実体は国境を越えて移動する「モノ・サービス・資本・人」である。1958 年に関税同盟としてスタートした EU (欧州連合) では 1993 年から市場統合をさらに深化させ「単一市場」を形成、この 4 つの要素の自由移動を促進してきた。この EU の成功をお手本に、今では途上国も含め世界中至る所でこの「地域経済統合」が一つのトレンドとして定着している。経済統合の形式として最も多いのが貿易障壁 (関税や非関税措置など) を相互に撤廃した国々が締結す

る「自由貿易協定」(Free Trade Agreement=FTA)である。ジェトロの調査によれば、2008年の時点で世界には148件のFTAが存在している。

世界経済を引っ張る「成長の極」は3つあると筆者は見ている(図2、「3つのメガ・リージョンとWTO体制」)。経済統合が最も進んでおり、27の構成国の内16カ国で共通通貨ユーロが使われているEU、アメリカを中心にカナダとメキシコを加えたNAFTA(北米自由貿易協定)の地域、そして高い成長率を誇る東アジア地域である。ユーロ圏とNAFTA圏はその経済規模がGDPで約13兆ドルとほぼ拮抗しており、東アジアはGDP約11兆ドルの経済規模である。この3つの「メガ・リージョン」(巨大地域)では、それぞれ特徴的な地域統合が進行中である。

EUでは主権国家を超えた超国家的な統合が「深化と拡大」を繰り返し、米州ではアメリカを中心とする「ハブとスポーク」の統合がNAFTAに留まらず、中米諸国とのFTAであるCAFTAまで包み込み、東アジアではASEANを軸に日本・中国・韓国・豪州・インドなどが活発に「ASEANプラス1」のFTAを構築してきた。さらに近年では、地域横断的な市場統合の動きも見られ、2007年4月に交渉妥結した米韓FTA、同年交渉が開始されたEUとASEAN、EUと韓国とのFTA、2009年2月に合意された豪州とチリとのFTAなどがある。

アジア太平洋地域における最近の動向として特に注目に値するのが、P4と呼ばれる「トランス・パシフィック経済連携」(TPP)の動きである。これはシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国が2006年に始めたFTAであるが、アメリカも2008年2月に投資と金融サービス分野にのみ参加することを表明したが、その後2008年9月に全分野での交渉に合意している。同年11月のAPECの際には主催国であったペルーや豪州が参加の意向を表明し、P4はP7に拡大している。折からアメリカは東アジアで「アメリカ抜き」の市場統合が進むことには懸念を有しており、2006年のAPECの際には「APECワイドのFTA」ということで「アジア太平洋自由貿易圏」(FTAAP)構想を提案している。このP4の動きがP7になり、さらにP9になるといった形で今後、アジア太平洋地域における「クリティカル・マス」(critical mass)を形成していくことが十分考えられる。

このように世界経済は一方でグローバル化が進行する中、他方では経済の「地域化」(regionalization)が進み、同時にその「地域化」の差別性や排他性を克服するための地域横断型の市場統合が多層的に共存するという「制度構築競争」の様相を呈している。

3-2- (2) 日本のFTA戦略—経済連携協定(EPA)の展開と課題

このように特惠的な貿易取極めが世界の趨勢となる中、戦後一貫してGATT・WTOの多

国間貿易体制のみに貿易自由化を頼ってきた我が国も 21 世紀に入ってからには積極的にこれに取り組むようになった。日本は FTA を超える更に包括的な経済協定という意味を込めて「経済連携協定」(Economic Partnership Agreement=EPA)と呼んでいる。2001 年に交渉したシンガポールとの EPA を皮切りに、これまで 15 の国と 1 地域 (ASEAN=東南アジア諸国連合) と交渉し、その内 11 件の EPA を既に発効させている (表 3、「日本の EPA の締結状況」)。交渉中の EPA も含め、日本の EPA がカバーする貿易は日本の対外貿易の約 35% に相当する。

表 3 日本の EPA の締結状況

状況	国と地域 (対外貿易に占める比率、2007年)
締結済み	シンガポール(02年発効、2.3%)、メキシコ(05年発効、0.9%)、マレーシア(06年発効、2.4%)、チリ(07年発効、0.5%)、タイ(07年発効、3.4%)、インドネシア(08年発効、2.7%)、ブルネイ(08年発効、0.2%)
	ASEAN全体(08年4月署名、6月国会承認、12月以降順次発効)、フィリピン(06年署名、同年12月国会承認、08年比上院で承認、12月発効、1.5%)
	ベトナム(09年10月発効、0.7%)、スイス(08年9月大筋合意、09年7月発効、0.6%)、インド(07年1月交渉開始、10月6日—9日に第10回交渉会合、2010年10月大筋合意、2011年2月署名、8月発効、0.6%)、ペルー(09年5月交渉開始、2012年3月発効)
交渉中	韓国(04年11月以来交渉中断、6.4%)、GCC(湾岸協力理事会諸国、07年1月第2回交渉会合、8%)、豪州(07年4月交渉開始、09年7月第9回交渉会合、3.3%)

我が国の FTA 政策は、1980 年代後半以降に日本の製造業が東アジア地域において展開してきた「生産ネットワーク」をより競争的にするために各国の貿易障壁を撤廃し、投資環境を整えることに力点が置かれている。1985 年 9 月の G5 (先進 5 カ国蔵相中央銀行総裁会議) の「プラザ合意」の結果、1 ドルは 248 円から 180 円にまで下落し、円高が定着した。これに対応するために日本の製造業の多くは ASEAN 諸国、さらに台湾や中国に部品の生産拠点を移した。そこで製造された部品は国境を越えて取引され、製品化され、そこから欧米諸国や日本などに輸出された。日本の EPA はこのような日本企業の海外における生産活動を諸外国との条約の形で保全し、発展させる手立てなのである。換言すれば、EPA は日本からの直接投資をきっかけとして形成されてきた生産と流通のネットワークに基礎をおく「事実上の統合」(de-facto integration) を維持・強化するための法的手段 (legal instrument) といえることができる。

日本の EPA は一定の成果を収めたと言えるが、他方で課題も残されている。その一つは、

これまで発効した二国間 EPA の貿易カバレッジが必ずしも大きくないことである（表 3 参照）。ASEAN 全体で見ると日本の対外貿易の 14%超をカバーするが、1 国ベースで見るとタイの 3.4%がトップで、発効している EPA で最も少ないのはブルネイとの EPA で 0.2%である。交渉してきた相手国の中で 6.4%と最も大きな比率を占める韓国とは交渉が 2004 年 11 月以降中断したままである。

中国との EPA は日本の経済成長率を最も引き上げる効果を持っているし、韓国も 5 番目にその効果が大きい。中韓両国との EPA は日本経済の牽引役としても期待されるゆえんである。

もう一つの課題はモノの貿易において必ずしも関税撤廃率が高くないことである。多くの場合で日本の方が相手国の関税撤廃率より低くなっているのは、日本側の農産品に関税のないしは関税割り当てが残っているか、コメのように全く自由化の対象外として「除外」されている品目があるからだ。このことは GATT 第 24 条に規定されている FTA 締結の条件としての「実質的に全ての貿易」がカバーされているかどうかを認定する際に考慮の対象となる。関税撤廃率はいわば FTA の「質」を決定づける重要な要素なのだ。

このように日本にとってより重要性を持つ貿易相手国と EPA を交渉し締結すること、モノの貿易の分野で特に農業産品の自由化率を高めることが今後の我が国 EPA 政策の課題と言える。

3-2- (3) 中国の FTA 政策

中国の FTA 政策は意外にも日本が EPA に舵を切ったことに影響されている。少し前に筆者は中国外務省を訪れ、FTA 担当者に中国の FTA 政策の契機について尋ねたことがある。その時まで筆者の頭の中には FTA では中国が先行しており、日本はその後塵を拝しているとの認識があった。筆者の問いかけに対し、中国の外交当局の FTA 担当者の答えは、中国が FTA を真剣に考えるようになったきっかけは日本がシンガポールとの EPA 交渉を正式に開始するとの決定をしたことだと述べた。それが真実だとすれば、中国は 2001 年 11 月に WTO 加盟を実現しているが、その少し前の段階から地域貿易取極めを通商政策のもう一つの手段として検討し始めたことになる。

中国の FTA 政策には外交上および通商政策上のいくつかの目標がある。第一に 2 ケタ成長を続け、「世界の工場」になりつつあった中国の産業に開かれた市場を確保することが急務であった。第二に大国化する中国としては東南アジアの隣国に自らが「良きパートナー」であり、脅威ではないことを形で示す必要があった。第三に近隣国に根を下ろして経済活動を行っている「華僑」を取り込み、「大中華圏」（グレイター・チャイナ）を形成し、こ

れを中国のいわば「外堀」として強化するという戦略があった。このような動機から中国は ASEAN との FTA に着手する。2003 年にまずは枠組み合意を結び、モノの貿易に関する FTA から交渉を開始する。熱帯産品などについては雲南省など ASEAN との競争を嫌う地方を説き伏せ、タイの熱帯果実の生産者には寛大な市場開放を「アーリー・ハーベスト」と称して差し出した。また、大中華圏の要であるシンガポールとは別途二国間 FTA を締結、2008 年 10 月に署名に至っている。

その後、中国は資源やエネルギー確保の観点からも FTA を推進するようになる。それがチリ（2006 年 10 月発効）やオーストラリア（2005 年 5 月交渉開始）との FTA 交渉に繋がっていく。さらには「世界の食糧庫」とも称されるブラジルやレアメタルや金など鉱山資源の豊かな南アフリカ等との交渉にも中国の食指は伸びる。最近の中国 FTA 政策の最大の成果は 2008 年 4 月に発効したニュージーランドとの FTA である。これは中国にとって初めての包括的な FTA であり、かつ初めての先進国との FTA となった。さらにこの FTA の中で中国は初めて OECD 加盟国の一つに自らが「市場経済国」であることを認めさせた。これにより中国製品に対する反ダンピング措置の発動に対し一定の歯止めがかかることになり、中国にとってはメリットが大きい。また、「市場経済国」としてのステータスを認定させることにより、中国が WTO 加盟の際に合意した対中特別セーフガードなど特別措置を FTA 相手国に発動しないよう求める根拠としている。

3-2- (4) 韓国の FTA 政策

韓国は貿易依存度が 70%超であり、日中韓 3 カ国の中で最も貿易依存度が高い国である。そのため韓国は WTO 交渉が停滞すると見るや積極的に FTA 交渉に打って出た。韓国はチリとの FTA（2004 年 1 月発効）を皮切りに ASEAN、アメリカ、EU など韓国にとって重要な貿易パートナーと FTA 交渉を行ってきた。大きな貿易相手国で FTA 交渉が進んでいないのは日本くらいである。韓国は日本に先んじて ASEAN との FTA 交渉をまとめたが（2007 年 6 月発効）、最も貿易量の多いタイとは合意に至ることが出来なかった。そのため韓国の対 ASEAN・FTA は「未完成」と言わざるを得ない面があったが、そのタイとも 2009 年 2 月に署名に至っている。

他方、韓国は 2007 年 4 月にはアメリカと FTA で交渉妥結しており、また、EU とも 2009 年 10 月仮署名、11 月にはインドとの「包括的経済連携協定」で国会通過など交渉は目覚ましい進展ぶりを見せている。まず重要な貿易パートナーから FTA 交渉を進めるという韓国の手法は、貿易量が小さい国から FTA 交渉を積み上げてきた日本の FTA 政策とは大いに異なる。

交渉にはスピード感のある韓国ではあるが、問題は韓国国会での批准プロセスに時間を要することである。最初の FTA であったチリの場合も 2 回国会手続きに失敗、3 度目によろやく通過させた経緯があるし、アメリカとの FTA は 2007 年 6 月の署名後も「狂牛病問題」などがあり審議がストップしている。

3-3. 日中韓 3 国 FTA の意義

日中韓 3 カ国間の貿易の合計は 2006 年の時点で世界貿易の約 17% を占め、EU、アメリカに次ぐ規模となっている。東アジアの中でまさに中核となる貿易パートナーと言える。日中韓 3 カ国間の貿易の割合はきわめて高く、日本にとっては中国が最大の輸入先、中国にとって日本は最大の輸入先、韓国にとっては輸出入ともに中国が最大のパートナーで、韓国の輸入先としては日本が中国に次いで第 2 位である。このように三国は相互に主要貿易相手国となっている。

貿易収支（2006 年）を見ると、日韓貿易は韓国が赤字、日中貿易は日本が赤字、韓中貿易は中国が赤字となっており、仮に 3 カ国の FTA が締結されればまさにトライアングル関係となり、貿易も均衡した形で拡大発展する可能性が高い。

他方、日中韓ともにそれぞれ競争力の弱いセンシティブ・セクターを抱えている。日本は繊維や農水産業、中国は石油化学や自動車、機械産業、韓国は農水産業、中間財や資本財における対日輸入依存度の高さなどが問題として指摘されている¹¹。これら各国のセンシティブ・セクターは二国間 FTA の場合には却ってその困難さが浮き彫りになってしまう。ところが三国間 FTA を締結すればこのような困難さを軽減することが可能となる。具体的には、韓国は農産品や労働集約的な産品を中国から輸入し、それらを韓国内で加工して日本へ輸出する。日本は高度に技術集約的な部品を韓国に輸出し、韓国におけるアセンブリー工程を経て中国へ輸出する。中国は FTA で関税が撤廃されることから日本や韓国からの直接投資がさらに増加、中国における現地生産を拡大しつつ、アメリカや EU、ASEAN 諸国への輸出を拡大する。このように三国間 FTA は二国間 FTA のデメリットを克服してくれる効果を有する。

日本の総合研究開発機構（NIRA）を含む三国の研究機関による共同研究は日中韓 FTA について肯定的な効果を予想している。一例をあげると、日中韓 FTA が締結された場合、韓国の貿易は 10%、中国は 12%、日本も 5.2% 増え、経済成長率もそれぞれの GDP を 2.8%、0.4%、0.3% 押し上げるとされている。

3-4. 実現へのロードマップ

前述の3カ国の研究機関による共同研究は1999年10月のマニラ首脳会議で合意された共通認識に基づいて開始されており、2003年からは「第2フェーズ」として3カ国FTAの経済効果に関する調査研究を実施してきた。その結果は既に見たようにポジティブであり、この結果を念頭に3カ国間で正式にFTA交渉に入るべきタイミングが来ている。そのためにはこれまでより明確なロードマップを策定する必要がある。これまで以下のような段階で議論は進んできた。

(1) 産官学共同研究会の立ち上げ

これまでも共同研究会はFTAのメリット・デメリットを議論する場として有効に機能してきた。特にFTAによりマイナスの影響を受けるセンシティブ・セクターにとっては国内における困難さを交渉相手国に説明する場としてのみではなく、FTA交渉に入る上での国内調整の場としても役立ってきた。それはある意味では簡単には自由化させないとの意思を内外に示す「アリバイ作り」であり、自由化に伴う不満や不安を率直に述べてもらう「ガス抜き」プロセスであった。その上でメリットをより重視して、結論的には政府間交渉へ繋ぐという機能が期待されている。

日中韓FTAについては既に研究者レベルでは多くの研究結果が出ている。これらをベースに具体的に民間のステークホルダーと政府の交渉者となる人々を入れてより包括的な議論を行い、共同研究会の立ち上げから1年以内に結論を出し、政府間交渉にバトンタッチすべきである。

(2) 日中韓投資協定交渉の妥結

鳩山総理も述べているように、3カ国間投資協定は既に始まっているプロセスであり、早期に妥結すべきである。日韓には既に投資の保護のみならず、投資の自由化まで踏み込んだ投資協定があるのでこれをモデルに3カ国間の包括的協定を目指せば良い。これが締結できれば3カ国間に信頼が醸成されるし、投資協定は後に交渉されるFTAの投資章として組み込むことが出来る。さらに投資はサービス貿易にも好影響を及ぼす。投資はWTOのGATS（サービス貿易一般協定）に言う所の「拠点設置を通じたサービスの提供」に関わるからである。

(3) 日中韓ビジネス・フォーラムの常設化

FTAの推進に民間企業の積極関与は不可欠である。既に三か国のビジネス団体は首脳会議などの際に会合を持ち、日中韓FTAの推進をうたってきた。今後は既

存のビジネス・フォーラムを常設化し、その事務局を日本経団連におくなど日本の産業界がリーダーシップを発揮してはどうか。日中韓 FTA 交渉が動き出せば、その常設化されたフォーラムは交渉を後押しするアドバイザー・グループないしは委員会に衣替えすることで恒常的に交渉に産業界からのインプットを行い、交渉の深化と加速化を図れる。

2010年には APEC（アジア太平洋経済協力会議）の首脳会議が日本で開催された。そこでは 1994 年の APEC ボゴール宣言でうたわれた先進国の自由化が問われることになっている。また、ASEAN 諸国は 2010 年までに域内の自由化をほぼ完成させる予定である。共に ASEAN の FTA パートナーであり、東アジア貿易圏の中核的存在である日中韓の FTA 形成は待ったなしで進めなければならない。

4. 東アジア経済統合と TPP

4-1. TPP とは

TPP（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、環太平洋戦略的経済連携協定）はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの 4 カ国が締結した FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）であり、2006 年に発効した¹²。その後、2008 年にオーストラリア、ペルー、アメリカが、そして 2009 年にはマレーシアとベトナムが参加して、本稿執筆の時点で合計 9 カ国が交渉に参加している。国際協定として存在しているのは最初の 4 カ国（「P4」と呼ばれている）の協定だけであって、その後続いている交渉を反映した協定で発効したものはまだない。つまり、現在日本で騒がれている TPP なるものはまだ交渉中の「未完成品」でしかない。未完成品であるということは、これからまだ作り上げていく余地が残っているということでもある。その作り上げていくというプロセスに最初から参加しないというのはいかにも芸がない。

TPP の原型である P4 協定では、TPP への参加は APEC（Asia Pacific Economic Cooperation、アジア太平洋経済協力会議）に加盟している 21 の国と地域にオープンである¹³。潜在的には APEC 全域に自由貿易地域が広がる可能性があり、2010 年の APEC 横浜首脳会議ではこのことを確認している。今この地域に日本の輸出の 76%、日本からの投資の 61%が集中している。この地域は明らかに日本の「生命圏」である。日本がこの地域における「自由貿易圏」作りに参加しないという選択肢は、日本の持続的な成長と繁栄の維持を考えればあり得ない。

世界経済で第三位の GDP（国内総生産）を誇る日本がこの TPP「交渉」に参加することの意義は極めて大きい。日本はアジアの国として初めて先進国の仲間入りをした国であり、

OECD（経済開発協力機構）への加盟（1964年）や先進国首脳会議（サミット）への参加（1975年）などこれまでアジアを代表する存在として、国際経済における新たなルール作りに参加し、市場経済制度を徹底してきた。さらに民主主義、法の支配、人権など普遍的な価値観についてもアジアでは先陣を切って定着させ、これが日本の「ソフト・パワー」の基礎を築くことに繋がっている。そのような日本がアジア太平洋地域の新たな経済秩序作りに貢献できるポテンシャルは大きいし、各国からの期待も大きいと考えるのは不思議ではない。

本稿では、マクロ・ヒストリカルにアジア太平洋地域における経済統合の歴史的展開を顧み、TPPがある種の歴史的必然であることを解明したい。

4-2. 「雁行形態発展論」から「環太平洋経済圏構想」へ

アジア地域の経済発展は中国の二ケタ成長に象徴されるようにその成長のスピードに注意が向きがちであるが、その地理的広がりにも注目すべきである。筆者がまだ大学院で国際関係論を学んでいた頃、アジア経済を見る上で大きな影響を受けた学説の中に「雁行形態発展論」がある。これは一橋大学の赤松要名誉教授による論で、1930年代の日本の繊維産業を事例に打ち立てられた理論である。当時の日本のような後発国では、先進国で開発された新たな製品は当初輸入に依存するが、次第に国内生産で内需が賄えるようになり、国内生産による「輸入代替」が進む。さらに生産力を高めると余剰生産部分を輸出に回すことができるようになるが、競争力がつくると輸出が増大するようになる。しかし、次第に日本よりさらに後発の国から追い上げられるような競争的状况に遭遇することにもなる。こうして繊維については韓国や台湾に追い付かれ、日本の生産量は落ちていくが、同時に次の産業、たとえば玩具とか金属洋食器などで競争力をつけ、同様のパターンで盛衰を繰り返す。そのパターンが、雁が空を飛ぶときのように、輸入⇒輸入代替工業化⇒輸出⇒後発国の追い上げ⇒減産、という具合に時間のズレをおいて弧を描くように起きることから「雁行形態」(flying geese) という名が付いている¹⁴。

欧米先進国から産業技術の伝播を受けた日本が製造業の分野でアジアにおいてまず発展に向け「離陸」し、その後、韓国や台湾、香港などの「新興工業経済」(Newly Industrializing Economies、NIES) が日本に続き飛び立ち、そしてさらにその後を追うように ASEAN (Association of South East Asian Nations、東南アジア諸国連合) の国々が工業化を始める、その姿が V の字を描きながら空を飛ぶ雁の一群のようにイメージできる。何と美しいメタファー（比喩）だろう、と筆者も若き学徒として当時感動したことを今でも覚えている。

産業技術が労働コストの高い国から低い国に伝播されることにより、技術の標準化が進

行し、それによって比較優位構造が時間の流れと共に移転して行くことは1966年にレイモンド・バーノン (Raymond Vernon) が「プロダクト・サイクル理論」として発表したのが、赤松教授の理論はその遙か前にアジア全体という広域に展開しており、そこに卓越した先見性と理論的ダイナミズムがある。

この「雁行形態発展論」をベースに政策論として展開したのが、赤松要教授の指導を受けた小島清一橋大学名誉教授の「環太平洋経済圏構想」であった。小島清教授は、日本の繊維産業のように比較優位を失うと生産要素コストの低い低開発国で生産を行い、国際競争力を維持する必要が生じ、海外直接投資 (FDI、foreign direct investment) が進むとして産業のライフサイクルがさらに展開する可能性を明らかにした¹⁵。小島清教授は1980年代から90年代前半にかけて日本の国際経済学会をリードされた国際経済学の第一人者であったが、アジアとアメリカ (米州) を環太平洋 (the Pacific rim) という概念で結びつけられた功績は大きかった。この時代は日米貿易摩擦の激しかった頃でもあり、日米通商関係の安定化にも資するアジア太平洋地域の「グランドデザイン」を描かれたものであった。また、既に「改革開放」の波に乗り始めていた中国をも視野に入れて、まだGATT・WTO加盟を果たしていなかった中国をこの地域の一定の秩序体系に取り込んでいくことを先取りする効果も看取できた。

赤松要の「雁行形態発展論」、小島清の「環太平洋経済圏構想」をさらに実体化し、制度化したのが山澤逸平一橋大学名誉教授である。山澤逸平教授はAPECの立ち上げ時からアカデミアの立場から参画し、オーストラリア国立大学のピーター・ドライスデール (Peter Drysdale) 教授らと共に「賢人会議」を構成し、APECの青写真を描いた。山澤逸平教授はAPECを象徴する言葉として「開かれた地域主義」 (open regionalism) を標榜し、狭隘で排他的な「閉じられた地域主義」との違いを強調した。1989年に発足したAPECは、1993年シアトルで開催されたAPEC首脳会議で当時交渉が大詰めに來ていたGATTのウルグアイ・ラウンドの成功裏の終結に重要な貢献をすることになる。その翌年にはインドネシアのボゴールで開催した首脳会議で「先進エコノミーは2010年までに、発展途上エコノミーは2020年までに貿易・投資の自由化を行う」との宣言を発出し、その後のAPECの方向性を決定づけた。1995年のAPEC大阪首脳会議では、この「ボゴール宣言」を実行するための「大阪行動計画」が採択された。このように1993年から1995年にかけてのAPECは、各国の自主的な自由化努力の収束を目指すという比較的緩やかな協力体という限界はあるものの、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化に一定の役割を果たしたと言える。このAPECのイデオログとして山澤逸平教授は一貫して関与してきた。そしてTPPはこのAPECをいわば「母胎」として生まれてきたのである。

TPP はまさに APEC ワイドの FTA を目指すものであり、その意味で「雁行形態」で発展してきたアジアの国々を取り込みながら、米州をも含む「環太平洋」との広域経済圏を志向し、そして APEC の「非拘束性」を超える「拘束性」を具備した FTA と捉えることができる。そして、このような発展の中に日本を代表する国際経済学者の思想的系譜が脈々と流れていることを確認することができるのである。

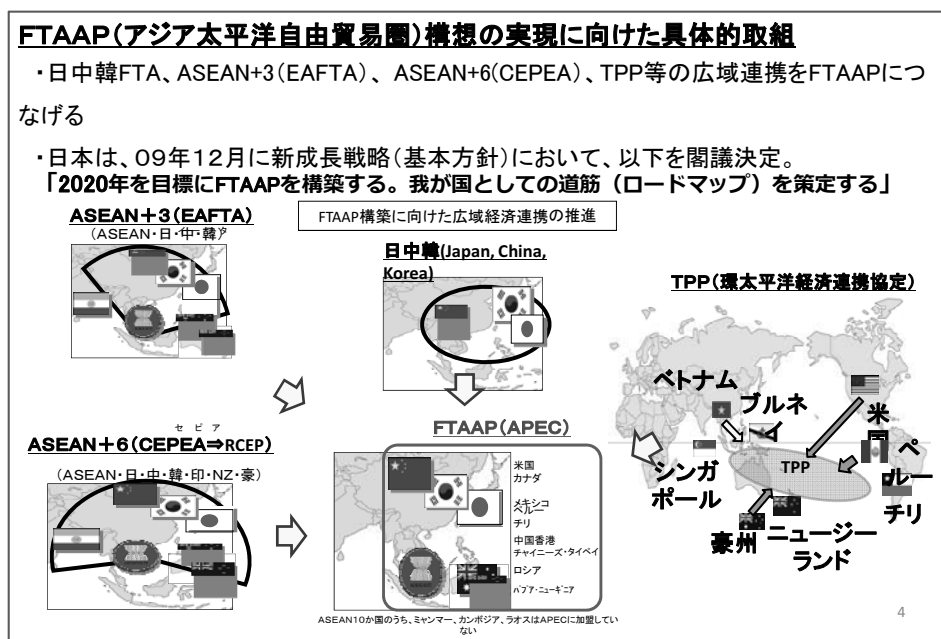
このように振り返ってみると、TPP という 21 世紀の「グランド・デザイン」が如何に日本を含むアジア太平洋地域の発展と結び付いているかが分かる。TPP はこれに反対する人々が言うように最近になって降って湧いたように急に出てきたものではなく、ましてやアメリカの「謀略」などでは決してないことが以上の考察から明確になる。

4-3. FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) へのロードマップ

2010 年 11 月の横浜 APEC では FTAAP へ向けて複数の枠組みが提示された。その中には「ASEAN プラス 3 (日中韓)」、「ASEAN プラス 6 (右 3 カ国にオーストラリア、ニュージーランド、インドを追加)」、「日中韓 FTA」などが明示されている。「ASEAN プラス 3」は 2004 年に中国が提案した東アジア FTA (East Asia FTA : EAFTA) 構想であり、「ASEAN プラス 6」は 2006 年に日本が提案した包括的東アジア経済連携 (Comprehensive Economic Partnership Agreement in East Asia : CEPEA) 構想である。これらはいずれも首脳会議や閣僚会議は積み重ねてきているが、まだ FTA そのものの本格的交渉には入っていない。「日中韓 FTA」にしても産官学の共同研究を前倒しで 2011 年末に終了したが、正式交渉はまだ開始されていない。

2012 年 11 月末の東アジアサミットでは、東アジアの FTA としては「東アジア地域包括経済連携」(RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership in East Asia) を軸に、2013 年の早期に交渉を開始することで合意が成立した。まだ、同じ会合では日中韓 FTA についても 2013 年早期に交渉開始が固まった。しかし、本稿執筆の時点ではまだ RCEP も日中韓 FTA も交渉の具体的予定は確定されておらず、結局は横浜 APEC で言及された諸枠組みの中で実際に交渉が行われているのは TPP のみということになる。

図3 APEC 域内における地域経済統合の深化



「ASEAN プラス」型の東アジアの FTA 形成と TPP との関係はどのように考えたらよいのか。筆者は両者は補完的であると考えている。メンバーシップを見ても ASEAN の後発メンバーであるカンボジア、ラオス、ミャンマーは APEC のメンバーではない。ラオスは WTO にも加盟していない。他方、APEC のメンバーである台湾は東アジアの重要な貿易パートナーでありながらも政治的理由から ASEAN プラス型の経済統合には参加できないでいる。また、APEC の中にはロシアやパプアニューギニアのように東アジアの統合プロセスに制度的には参加していない。決定的に異なるのは、ASEAN プラス 6 の「拡大東アジア」にはインドが入っているが、インドは APEC のメンバーではないことである。(図 3 参照)

このように考えてくると、「ASEAN プラス」型の東アジアの FTA は、インドや後発の ASEAN 諸国を組み込んだ経済統合を目指している点にその特徴があり、既に発効している日 ASEAN 包括的経済連携協定や日インド EPA (経済連携協定)などをベースに、東アジア全体の「底上げ」効果が期待されると言えよう。それは単に経済発展の水準の底上げのみならず、知的所有権の保護や競争政策、貿易措置をめぐる透明性の向上なども含めたルール面での底上げも重要なターゲットとなつてこよう。他方では、ベトナムも含めて ASEAN 後発国に対してはルール整備や投資環境改善のための様々な支援も必要となろう。

ラオスの場合には WTO 加盟支援が必要であるし、カンボジアやミャンマーに対しても WTO ルールの履行能力改善のための「キャパシティー・ビルディング」型援助が必要になつ

てくる。このような支援は東アジア域内における一種の「所得移転」として東アジアの共同体的発展を支える試金石になる可能性をはらんでいる。より高度で先進的な「次世代型 FTA」と言われる TPP とは異なり、東アジアの FTA は地域全体の底上げと後発国の取り込みに重点が置かれることになり、その意味で「共同体志向」と位置付けられよう。

このように TPP と「ASEAN プラス」型 FTA とは質的に異なり、両者は必ずしも対立的ではない。そのことは「ASEAN プラス 6」を敬遠し、自らが覇者として主導権を握り易い「ASEAN プラス 3」を選好してきた中国でさえ認めている。中国外交部の劉振民部長補佐は 2011 年 11 月 15 日、内外メディアに対するブリーフィングで次のように述べている。

「中国の対外貿易関係は全方位のもので、TPP をはじめとするアジア地域の経済融合・協同発展に有益な協力の提案に関しては、常にオープンな姿勢をとっている。(中略) APEC があり、東アジア首脳会議 (EAS) があり、現在交渉中の TPP がある。中国はそれぞれの機構が共存し、相互に補足し合い、相乗効果によってともに東アジアの協力関係に貢献することを希望している¹⁶。」このように中国政府当局も TPP が中国を強く意識したものであることは認めつつも、それが必ずしも「反中国包囲網」であるとは考えず、「あらゆる二国間あるいは複数地域間経済協力組織と同様に、GATT や WTO の補足であるべき」(中国商務部の陳徳銘部長) と見ている。この考え方は基本的には日本の通商政策と一致している。

4-4. TPP 交渉の行方

24 の作業部会に分かれて交渉されている TPP は果たして成功するのだろうか。2001 年に当時のブッシュ政権は「米州自由貿易圏」(FTAA) 構想を打ち上げ、2005 年末までに交渉を終結させると宣言した。これはキューバを除く全ての南北両アメリカ大陸の国々を巻き込んだ大交渉になったが、結局ブラジルの抵抗などで頓挫したままになっている。TPP が FTAA の二の舞にならないという保証はどこにもない。

しかし TPP の成功に期待する向きがアジア太平洋地域に強いのも事実だ。一つは WTO の多国間貿易交渉である「ドーハ開発アジェンダ」(Doha Development Agenda、いわゆる「ドーハ・ラウンド」) の凍結状態である。2001 年 11 月に開始された DDA は 10 年経ってもまとまっていない。このことが世界経済に「保護主義への回帰」という悪いメッセージを送っている。自由貿易体制はペダルをこぎ続けないと転倒してしまう自転車に似ている。自由化交渉というペダルを踏むのをやめた途端に世界経済という自転車は倒れ、保護主義の嵐が世界を覆うことになる。大恐慌後の 1930 年代の世界経済の収縮過程は各国の藁にもすがる思いの「近隣窮乏化政策」(為替の切り下げと高関税で自国産業を保護し、失業を他国に押し付ける政策) の結果であった。リーマン・ショック後の現代の世界経済も保護主

義の波に十分抗しきれているとは言い難い状況にある。加盟国数が 157 になる大所帯の WTO が保護主義に立ち向かえないということであれば、せめて TPP で保護主義を防圧できないだろうか。保護主義との闘いの場としての TPP 待望論が一つである。

もう一つ TPP に期待されるのは「新しい貿易のルール作り」である。WTO を構成する諸要素はウルグアイ・ラウンド（1986 年～1994 年）交渉の結果である。同ラウンドの歴史的成果は、初めて GATT 体制の中で農業交渉が行われたことに加えて、サービス貿易、知的所有権、投資措置といった「新分野」に国際的ルールができたことである。しかし、同ラウンドの終結から既に 17 年の歳月が経ち、世界貿易には新しい「新分野」が生まれてきている。一例をあげると、「貿易と環境」、「貿易と投資」、「政府調達透明性」、「貿易と競争政策」などである。中でも政府調達については WTO の中にも協定はあるが、全加盟国の 1 割にも満たない少数の国だけが締約国となっている「複数国間協定」の扱いとなっている。近年インフラ整備などの案件が国際的に取引されることが多くなり、従来のモノの政府調達をはるかに超えたインフラ事業そのものを建設し、サービスを提供し、そして売買する大型プロジェクトが増加している。PPP（public-private-partnership、官民連携）など公共インフラプロジェクトに民間企業や銀行が参加することが多くなり、公共調達の幅が大きく広がってきている。このような状況を現行の WTO 政府調達協定で規律するのは困難である。WTO で新たなルール作りが期待できない状況であれば、それを TPP のような広域 FTA で議論することは時宜にかなっている。TPP で議論したことをルール化できれば、それを OECD に持ち込んで EU 諸国とも議論し、さらには WTO において交渉することで当該ルールのマルチ化も可能となる。

このように TPP には変化する国際貿易の新たな挑戦に対する「ルール作りのフォーラム」という役割も期待できる。保護主義の防圧と新たなルール作り、この 2 点に TPP 交渉の真価が込められている。この 2 点に反対する人はおそらくいないだろう。

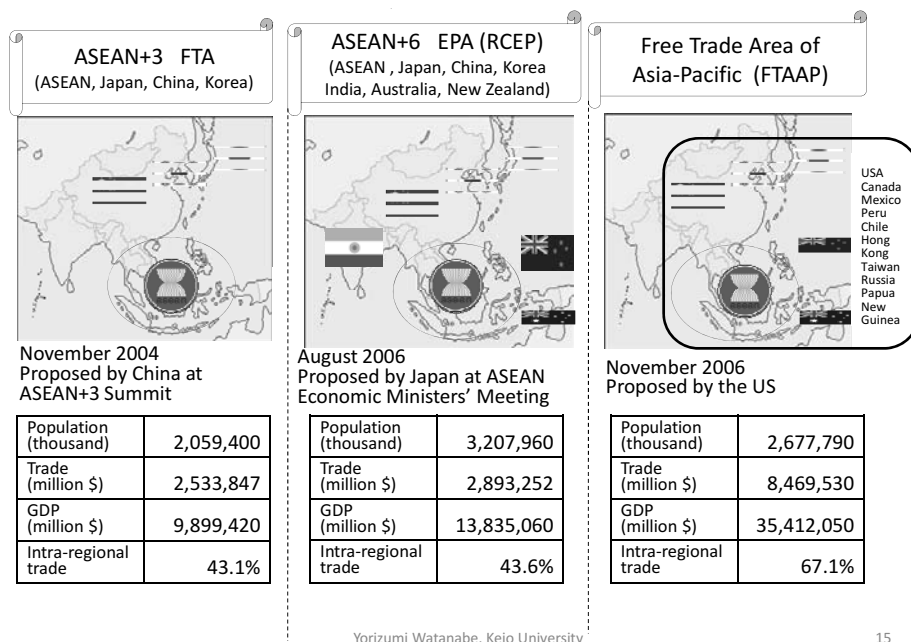
5. 結びにかえて：日本は東アジア統合と TPP の接点

日本はかつて「雁行」の先頭を飛んで、アジアの発展をリードしてきた。しかし、その日本は過去 20 年間低成長とデフレに悩まされてきている。この停滞と閉塞状況から抜け出すためにはもう一度世界市場に打って出ていくしかない。雁行の先頭を飛んでいた頃、我々は「日本は貿易立国」と教えられたが、今や日本の貿易依存度は OECD 加盟国 30 カ国の中で下から 2 番目だという。とても「貿易立国」とは言えない状態である。TPP は万能薬ではないが、TPP 交渉を活用して農業を含む国内の経済社会を立て直し、外に向かって国内市場を開くと共に、海外市場に果敢にチャレンジしていくきっかけを提供する。そこに TPP

の歴史的意義があると同時に東アジアの経済統合を牽引する日本の役割が見えてくる。

(了)

図4 ASEAN プラス型 FTA と FTAAP の比較



15

—注—

- ¹ Jacob Viner, *The Customs Union Issues* (New York, 1950) J.E.Meade, *The Theory of Customs Union* (Amsterdam, 1955)。
- ² ASEAN4 とは、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンを指す。
- ³ NIEs とは、Newly Industrializing Economies で、新興工業経済地域のこと。具体的には、韓国、台湾、香港、シンガポールを指す。
- ⁴ 『平成 13 年度版 通商白書』は、1990 年代の東アジア貿易では、完成品の貿易額に比べて部品及び中間財の貿易が増加しており、分業体制が高度化していることを指摘している。
- ⁵ 日本は FTA を含むより包括的な経済協定を目指すという趣旨から「経済連携協定」という呼称を使っている。本稿では合意に至った協定については EPA と呼ぶこととする。
- ⁶ 渡邊頼純「日本の経済連携協定戦略を考えるー日メキシコ EPA 交渉「大筋合意」を受けて」『外交フォーラム』2004 年 5 月号 (都市出版株式会社)。
- ⁷ ASEAN は域内でモノやサービスに加え、人や資本の移動を完全に自由化する ASEAN 経済共同体 (AEC) 構想を進めている。当初は 2015 年までに域内関税を撤廃し、2020 年までに完全自由化を目指していた。2006 年 8 月の経済相会議で 5 年「前倒し」が事実上決まって、自由化の加速が期待されている。「ASEAN 統合新段階」『日本経済新聞』2006 年 9 月 3 日。
- ⁸ タイの自動車関連輸出額が 2006 年に初めて 1 兆円を超える見通しとなった。トヨタ自動車や GM などがタイを完成車・部品の供給ネットワークの主要拠点に位置づけたためと言われる。アジアでは、タイは日本、韓国、中国に続く第四の自動車関連製品輸出国になっている。「自動車関連輸出、タイ、今年 1 兆円超へ」『日本経済新聞』2006 年 8 月 17 日。
- ⁹ 「日中韓 FTA に意欲 首相「投資協定、早期に」」『日本経済新聞』2009 年 10 月 11 日 3 面。
- ¹⁰ 『東洋経済日報』2009 年 10 月 16 日 1 面。

- ¹¹ NIRA 他『日中韓自由貿易協定の可能なロードマップに関する共同報告書及び政策提言』（2008年12月） pp.10-14。
- ¹² TPP について詳しくは渡邊頼純『TPP 参加という決断』（ウェッジ、2011年10月）。
- ¹³ P4 協定については、ニュージーランド外交貿易省のホームページに全文が掲載されている。慶應義塾大学 SFC の渡邊頼純研究会ではその本文を和訳している。
- ¹⁴ 日本経済新聞社『日本経済事典』、172-173 頁、654-655 頁。
- ¹⁵ 小島清『多国籍企業と直接投資』（ダイヤモンド社、1981年。）
- ¹⁶ 日中通信社（編）「特集 中国的視点、TPP は米国の中国包囲網か」『月刊 中国ニュース』42-53 頁。

